令和7年度所定疾患施設療養費算定状況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患(肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪)を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。当施設では、所定疾患施設療養費(II)を算定しております。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

- (1)対象となる入所者の状態は次の通りです。
 - ・肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪
- (2)上記で治療が必要となった入所者に対し治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に算定する。 また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。
 - ※肺炎又は尿路感染症については、検査を実施した場合に限る。
 - ※帯状疱疹については、抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る。
 - ※慢性心不全の増悪については、注射又は酸素投与の処置をした場合に限る。
- (3)診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に 記載する。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に、医療機関で行われた検査・処置等 実施内容について情報を受け、当該内容を診療録に記載する
- (4) 所定疾患施設医療費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- (5) 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- (6) 医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

所定疾患施設算定状況(令和7年4月~令和8年3月)

所定疾患施設算定状況(令和7年4月~令和8年3月)												
肺炎	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3 月
人数	1	0	0	0	0	0						
治療日数	7	0	0	0	0	0						
尿路感染症	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2月	3月
人数	2	2	0	0	2	2						
治療日数	14	17	0	0	14	8						
		I		I				I				
帯状疱疹	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2月	3月
人数	0	0	0	0	0	0						
治療日数	0	0	0	0	0	0						
蜂窩織炎	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
人数	0	0	0	0	0	0						
治療日数	0	0	0	0	0	0						
慢性心不全の増悪	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
人数	0	0	0	0	0	0						
治療日数	0	0	0	0	0	0						